平成２４年（フ）第１１９号
青森県十和田市大字洞内字向83番地30
債務者　川上　映子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１５９号
北海道勇払郡厚真町字本郷280番地の１　かしわ団地４号棟102号
債務者　藤田　　敦
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２０５号
北海道苫小牧市拓勇西町３丁目４番地の３　ＪＥＤＩ201号
債務者　宇野　拓子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５２７号
沖縄県浦添市屋富祖４丁目６番10号
債務者　島袋　良人
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３２７号
青森県東津軽郡平内町大字東田沢字小館５番地
債務者　田中　和彦
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子208番地91
債務者　福田真由子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３５４号
盛岡市津志田15地割33番地９
債務者　日野杉　愛
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３５６号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田37番地11
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３５９号
岩手県岩手郡岩手町大字土川第２地割17番地167
債務者　國枝　誉雅
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９１号
山口県下松市大字末武下517番地
債務者　赤川　邦夫
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第９２号
山口県周南市花陽２丁目16番34号
債務者　前田　一男
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１１２号
山口県周南市古市１丁目８番18号
債務者　多田　浩美
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１２１号
山口県下松市大字末武上899番地
債務者　藤本　和美
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１２４号
山口県周南市花陽１丁目17番８号　フランソワハイツ１－Ｅ号
債務者　西田　一史
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第９９号
岐阜県可児郡御嵩町中2122番地２　エリアント・ソラーレ205号
債務者　廣瀬　一也
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１５８号
島根県雲南市木次町木次861番地の内第１の１
債務者　飯塚　保治
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７７号
島根県仁多郡奥出雲町三成332番地１
債務者　山本　美恵
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
松江地方裁判所民事部